

＼ 2025年12月頃施行予定 ／

製品安全法令改正の 説明会



対象者：製品安全4法の関係事業者のみなさま（特に次の事業を行われている事業者）

- ◆ 海外事業者（海外製の消費生活用製品をオンラインモール等を介して国内消費者に販売する方）
- ◆ 国内管理人（海外事業者における日本国内での責任者）の業務に関心のある方
- ◆ こども向け製品（玩具等）の製造・輸入事業者
- ◆ こども向け製品（玩具等）の中古品販売事業者

製品安全法令とは？

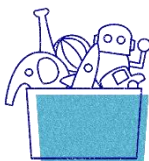
「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の4法を指します。

説明会の概要

インターネット取引の拡大や、こども向け製品での安全確保のための法改正の概要

【説明者】経済産業省 産業保安・安全グループ 製品安全課 担当者

本年6月に成立・公布された「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」に関して、改正概要と事業者のみなさまにご留意いただく点をお伝えします。質疑応答も行います。



法令改正の概要資料を下記URLまたはQRコードからダウンロード頂けます。

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/shouan_kaisei_Japanese.pdf



開催日時

2024年10月17日（木）13:30～15:00

開催方法

オンライン配信（Microsoft Teams）

※申込者のメールアドレス宛に配信用URLを開催前日までにお送りします。

申込み

下記URLまたは、QRコードからアクセスし、必要事項を記入の上、お申込み下さい。
<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kyusyu-syohikeizai/seian>

申込期限：10月15日（火）まで



問合せ先

九州経済産業局 消費経済課 製品安全室

電話：092-482-5523 Email：bzl-seian-kyu@meti.go.jp

【個人情報の取り扱いに関して】

- ご提供いただいた個人情報は、事務局（経済産業省、九州経済産業局）が、本説明会の運営、関連情報の御案内のみ使用し、事務局においてその保護について万全を期すとともに、御本人の同意なしに事務局以外の第三者に開示、提供することはありません。
- オンライン形式（Microsoft Teams）では、入室時に設定した登録名が画面に表示されます。個人情報保護の観点から、オンライン参加いただく方は、公表可能な名称を設定してください。